

松原 共助金ノ借入ニ付テハ實行至難ナリ、果タシテ第一案第

二案等ノ実施シ得ベキヤ

会長 答弁

午後〇時三十分休憩中食、一時三十分再会

第一号議案 川西専務委員ニ対スル報酬支出ニ關スル件

第二号議案 本会費用弁償支出ニ關スル件

右何レモ原案通り満場一致可決ス

北山 第四案ニ拠リ議ヲ進メラレ度シ

吉田久 四号案ニヨリテ行フ事ガ最モ当ヲ得ルモノナリ殆ンド

会員四号案ニ賛意表ス 各委員ニ於テ四号案ニ対シ十分研究
スペキ事トシ 二時四十分休憩

県係官臨席 課長 玉木 塩岡 貝辻 三時再会

衛生課長 上京ニ付テノ報告（概要）セラル

玉木技師 上京経過報告 一、企業体ハ數個ヲ認メテ良イ

二、地域別又ハ業種別ニ拠ル事トシ五百万円程度トルコト

スルコト

第一案

一 新企業体ハ數個トシ地域的統合ヲ行フコト

二 新企業体毎ニ或数ノ分工場ヲ置キ支社ヲ設ケ統轄

三、計画樹立セシ所ヨリ認メテ行カウ（指定） 四、原料ハ
指定シタル府県ヨリ配給ヲ行ウ 五、最近業者代表と県係官
が中旬ニ大綱方針ヲ樹立シテ出頭セラレ度シ 右報告セラレ
テ質疑応答アリ 午后五時閉会

次回迄に各自ニ於テ十分研究スペキコトシテ散会ス

第二案

一 新企業体ノ數ヲ三社トシ配置壳薬、本舗壳薬、輸

一六 大和壳薬整備計画

昭和十七年

昭和十七年六月十三日提出

大和壳薬整備計画案

大和壳薬工業組合
整備委員会

4 企業整備

出売薬ノ各個別ニ設立ス

五 共助金及補償金ハ転廃業、非参加者ノミニ限定期支給ス

二 第一案ニ同シ

三 第一案ニ同シ

四 第一案ニ同シ

五 第一案ニ同シ

第三案

一 新企業体ハ一社トシ全部吸収統合ノコト

二 第一案ニ同シ

三 第一案ニ同シ

四 第一案ニ同シ

五 第一案ニ同シ

第四案

一 個人企業存置ノ原則ニ依リ或ル一線以上抜取残存

スルコト

二 残存業者ノ商標権及営業権ハ維持確保サレルモノ

トス

三 処方整理ハ公定売薬制度ニヨルコト

四 或線以下ハ全部転廃業スルコト

第二案 詳解

一 新企業体ノ数ニ関スル件

三社トシ販売形態別ニ即チ配置売薬、本舗売薬、輸

出売薬ノ三企業体トスルコト

二 支社代行者分工場ニ関スル件

第一案ニ同シ

三 処方整理ノ件

イ 配置売薬ハ第三案ニ同シ

ロ 本舗売薬ハ第四案ヲ準用スルコト

ハ 輸出売薬ハ第一案或ハ第四案ヲ準用スルコト

四 共助金並ニ補償金ニ関スル件

イ 転廃業者及非参加者ニノミ支給スルコト

ロ 配置売薬ハ第一案ニ同シ

ハ 更生金庫ノ利用ハ大体第一案ニ同シ

五 代行機関設置ノ件

第一案ニ同シ

第三案 詳 解

一 数企業体ノ数ニ関スル件

一社トシ数支社(代行者)ヲ置キ分工場ヲ管理統轄ス

二 整備統合ノ態様

解散 新設

個人企業ハ存置セズ

三 処方整理ニ関スル件

三百種以内ニ圧縮スルコト、シ売薬部会ニ委嘱ス

四 新企業体ノ資本金ニ関スル件

六百万円トス

五 共助金並ニ補償金ニ関スル件

イ 個人企業ハ存置セズ全部転廃業者トナル故全般的

ニ支給スルモノトス

ロ 共助金ハ一年平均利益ノ十年分トシ約貳千百万

円ヲ借入レ償還ハ新企業体ヨリ十ヶ年ノ年賦割返済

スルモノトス

六 配給統制機関ノ件

懸場帳主ヲ以テ配給統制商業組合ヲ結成スルコト

七 代行機関設置ノ件

イ 新企業体ノ生産業務ハ各支社ニ任意組合ヲ結成シ
代行者トシ本社ノ指示ヲ受ケ業務ヲ代行スルモノト

ス

ロ 代行機関ニハ取扱数量ニ対シ手数料ヲ交付スルコ

ト

第四案 詳 解

一 新企業体ノ数

イ 百個内外トス

ロ 営業者ノ企業合同ヲ勧奨シ企業単位ノ減少ヲ図ル
事

ハ 或一線以上(年産額七万円)ノ生産販売実績アル者
若シクハソレ以上ニ達スル統合体ヲ単位トシ之レ

ヲ公定売薬営業者ト称シ個人企業ヲ存置スルヲ原則

トス

二 整備統合ノ態様

個人企業ヲ活カシ統合体ハ有限会社又ハ株式会社ニ

三 合併、統合トス
三 処方整理ニ関スル件

イ 圧縮スルモ広範囲許容サルモノトス

ロ 公定売薬制度ヲ定メ從来営業者ガ其ノ実績ヲ持変

リ形成シタル一定資本額以上ノ業態タル公定売薬営業者ニ原則トシテ公定売薬ノミノ発売ヲ為ス

ハ 既存売薬ニシテ公定売薬処方ニ近似スル内容ヲ有スルニ於テハ優先的ニ公定売薬トスル事

四 共助金並ニ補償金ニ関スル件

転廃業ニ対スル共助金若シクハ新企業体ニ参加セシメザル者ニ対スル補償金參百万円ハ國民更生金庫ヨリ借入レ支給シ之レガ償還ハ残存業者ノ製品ノ価格ニ加算シ原価計算トナシ利益金ヨリ年賦割済ヲ為スモノトス

五 統制機関ニ関スル件

統制機関ハ株式会社又ハ任意組合ヲ作り生産配給ニ関スル統制指導ヲ行フ外之レガ目的ニ達スル必要ナル事業ヲ為スモノトス

一七 配置売薬配給統制組合の指針

昭和十七年

(四)

配置売薬配給統制ニ関スル件

(昭和十七年六月三十日)

一 配置売薬タルベキモノノ決定ニ関スル事項

(一) 配置売薬ト本舗売薬トノ区別

(二) 配置売薬ノ決定

厚生省ニ於テ決定スベキニ付府県ニ於テ取りマトメ七月十五日迄ニ申請スルコト（製造者名及方名ヲ記載スルコト）

二 商業組合設立ニ関スル事項

(一) 目的 配置売薬ノ配給ノ適正円滑ヲ図ル為之ガ配給統制ヲ実施スルコト

(二) 名称 ○○県(府)配置売薬商業組合

(三) 出資金

(四) 組合員

(1) 資格

(五) 現ニ配置シアル壳薬ノ処置

(2) 出資口数ノ割当 配置壳薬ノ販売実績等ヲ基準

(四) 配置区域ノ設定ニ関スル事項

トスルコト

(五) 配置壳薬ノ統制団体ノ設置ニ関スル事項

(六) 監督 定款中ニハ組合ノ業務執行ニ付厚生大臣ノ指揮監督ヲ受クベキ旨ヲ記載スルコト

(六) 設立認可申請及完了ノ時期

七月ニ設立認可申請ヲ為スベキコト

(七) 設立完了シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ直ニ厚生省宛報告スル事

定 款

組合員數

出資金額及第一回払込金額

役 員

三 組合ノ運営ニ関スル事項

(一) 業務開始ノ時期

(二) 配置先拡張ノ停止

(三) 売 子

(四) 販売ノ方法

一八 配置壳薬配給統制機関設立趣意書

昭和十七年

配置壳薬配給統制機関設立ニ関スル件

一 配給統制機関

1 目的 配置壳薬ノ配給適正円滑ヲ図ルタメ厚生大臣ノ監督ノ下ニ之レガ配給統制ヲ実施

スルコト

2 形態 商業組合トス

3 名称 「奈良県配置壳薬商業組合」トスルコト

4 出資金 三十万円 一口 武拾円 口数 壱万五

千口

5 組合ノ構成員 懸場帳主（得意持壳子）タルコト

6 出資口数ノ割当 配置壳薬ノ仕入実績及販売実績ヲ基準トスルコト

7 発起人 発起人ノ資格

イ 発起人總代一名選出ノコト

口 発起人ノ権利及義務

ハ 創立費用

8 募集ノ方法及時期

イ 実績申告・調査ノ上速カニ組合員ノ申込ヲ受付

クコト

口 申込書送付

ハ 受付

二 實行委員

ホ 構成員ノ住所ノ地区的或ハ配置各府県別ニ取扱

ヲ地方委員ニ委嘱ス

ヘ 時期 七月末日迄ニ設立認可申請ノコト

(得意持壳子) 十七日御所国民学校講堂ニ於テ企業者会ヲ開

キ議決ス

一九 第六回壳葉營業整備委員会

昭和十七年

(昭和十七年七月五日)

第一号 整備委員会々則改正ノ件

第二号 整備委員会役員補欠選挙ノ件

第三号 六月三十日、厚生省ニ於ケル協議会経過報告ニ

関スル件

第四号 販売部門統制機関商業組合組織ニ関スル件

別紙厚生省案参照

第五号 整備委員会分科委員設置ニ関スル件

イ 選任ノ方法

口 委員數

第六号 整備計画書提出ニ関スル件

一 生産部門

企業体数 一個トス 全員一致可決

二 配給部門

二〇 大和壳藥營業整備委員会第二分科

委員会

昭和十七年

分科委員会々則

第一条 本会ハ大和壳藥營業整備委員会第二分科委員会ト称シ配給部門ノ整備企画ノ審議ヲ為スモノトス

第二条 本会ハ壳藥營業整備委員会ノ指導ノ下ニ會議ヲ招集シ又ハ決議ヲ実施スルモノトス

第三条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

委員長	一名
副委員長	二名
幹事	若干名

委員長及副委員長ハ委員ニ於テ互選シ会長之ヲ定ム

幹事ハ会長ノ推薦ニヨルモノトス

第四条 本会ニ於テ決定シタル議事ハ更ニ總会ニ於テ報告シ承認又ハ決議ヲ要スルモノトス

第五条 本会々議及議決ハ壳藥營業整備委員会々則第十

三条乃至第十九条ヲ準用スルモノトス

第二分科委員氏名(順不)

市町村名	略歴	行商者	氏名
秋津村	最寄会長・總・代議員	"	玉巻政吉
葛村	最寄会聯合会副会長	"	富士俊英
"	相談役・最寄会相談役	"	中村玄太郎
"	代議員	"	山田嘉久三
忍海村	総代	"	南芳雄
高取町	評議員・部会長	"	吉田政治郎
"	最寄会副会长	"	宮本宗雄
鳴公村	最寄会役員・總代	"	森田一
畠傍町	最寄会役員	"	川西勝美
越智岡村	理事・最寄会聯合会長	"	松井清次郎
金橋村	薬業会長	"	植田章
香久山村	評議員・總代	"	杉本吉蔵
三輪町	最寄会長・代議員	"	片川與作
"	行生商産者	"	元根彦三郎
多村	評議員会議長・最寄聯合会顧問	"	柴田権右衛門
"	監事・代議員	"	藤原駒治郎
生産者	和田義徳	"	

朝和村監事　　出口　藤太郎
 新庄町評議員・最寄会役員　行商者　岡井平造
 理事・代議員　生産者　吉田楳太郎

朝和村監事

新庄町評議員

行商者

岡井平造

(1) 出資一口ノ金額ハ金五拾円トス
 (2) 出資ハ總テ金錢ヲ以テ払込ムモノトス
 (3) 出資第一回ノ払込金額ハ一口ニ付金拾貳円五拾

中ヨリ充ツルモノ、外毎年五月末日迄ニ出資一口
 ニ付金五円ヲ払込マシメ尚必要アルトキハ總代会
 ノ決議ニ因リ其ノ額及払込ノ時期ヲ定ム

三 売薬營業整備委員会の通知 昭和十七年

第二分科委員会委員長　藤原駒次郎

議案

第一号 奈良県配置売薬商業組合設立発起届ニ関スル件

一 発起人ノ員数

二 発起人総代

第二号 法定ノ設立同意者アリタルコトヲ証スル書面ニ
 関スル件

一 地区 奈良県一円

二 組合員タル資格

地区内ニ居住スル配置売薬所謂懸場帳主

(懸場帳主トハ全國ヲ販売区域トシ需要家ニ配置シタル売
 薬ノ所有權及需要家ニ對スル消費売薬ノ代金請求權ヲ有ス
 ルモノヲ謂フ)

三 出資一口ノ金額及其ノ払込方法

四 事業計画概要

組合事業トシテ設立後直チニ着手スベキモノ

(1) 厚生大臣指揮監督ノ下ニ配給統制ヲ実施スルコ

ト

(2) 取扱商品ノ共同仕入及営業用品ノ共同購入

(3) 組合員ノ営業ニ関スル指導研究及調査ヲ為スコ

ト

(4) 組合員ノ取扱商品ノ保管・荷造・運搬ヲ為ス為
 メ共同ノ設備ヲ設ケ組合員ヲシテ之ヲ利用セシム

ルコト

(4) 資金ノ貸付及貯金ノ受入ヲ為スコト

(5) 以上ニ附隨スル一切ノ事業其他組合ノ目的ヲ達

スルニ必要ナル施設ヲ為スコト

五 右ニ要スル経費ノ一部ハ分賦徵収スルモノトス

第三号 組合設立発起ノ理由ニ関スル件

一 配置壳薬ノ配給適正円滑ヲ図ルタメ厚生大臣ノ指揮監督ノ下ニ之レガ配給統制ヲ実施シ配置壳薬配給機構ノ整備ヲ行ヒ健全ナル發達ヲ図ル為メ共同ノ施設ヲ成シ本業ノ使命遂行ノ完壁ヲ期サントス

二 地区内ニ於ケル組合員タル資格ヲ有スル者ノ員數

約七千名

三 地区内ニ於ケル當該商業ノ三ヶ年ニ於ケル毎年取

扱数量及金額並ニ商況

年 度	取扱数量	金 額	商 況
昭和十四年度	個	二八五〇万円	
昭和十五年度	個	三〇六〇万円	
昭和十六年度	個	三二〇〇万円	

六 其他組合設立ニ關シ参考トナルベキ事項
壳薬營業整備要綱実施ニ基キ配給統制機関トシテ設立スルモノナリ

第四号 奈良県配置壳薬商業組合定款案ニ關スル件

以 上

四 地区内ニ於ケル商業ニ關シ重要物産同業組合ノ有

スル場合ニ在リテハ其ノ同業組合トノ關係

本県ニハ既ニ壳薬營業者及請壳營業者ヲ以テ組織セ

ル大和壳薬同業組合及奈良県壳薬同業組合存スルモ

本組合設立セバ前記業者中配置壳薬請壳業者ハ本組合ニ加入スルヲ以テ本組合設立後適當ナル時期ニ前記ノ二同業組合ノ内容ヲ整備以テ本組合員トノ資格ノ重複ヲ避ケントス

五 他府県管下ニ跨リ組合ノ地区ヲ定メントスル場合ニ於テハ

其ノ事由

ナシ

三 第七回 売薬整備委員会総会の通知

昭和十七年

昭和十七年七月三十日

於工業組合事務所

議案

第一号 商業組合結成ニ関スル件

(口) (イ)
定款審議 発起届ノ以

第二号 奈良県配置壳藻營業整備計画ニ関スル件 其ノ他

奈良県高市郡高取町大字清水谷一〇四一番地	岡村 一雄
奈良県南葛城郡掖上村大字柏原一七四三番地	増田 弥内
奈良県南葛城郡葛村大字今住三三番地	山田嘉久三
奈良県南葛城郡葛村大字奉膳二二三番地	南 芳雄
奈良県高市郡越智岡村大字崎八四九番地	杉本 吉蔵
奈良県高市郡高取町大字清水谷一〇一一番地	宮本 宗雄
奈良県高市郡高取町大字土佐二三番地	森田 一
奈良県高市郡鴨公村大字高殿九三番地	川西 勝美
奈良県高市郡金橋村大字東坊城八七六番地	松井清治郎
片川 與作	

三 奈良県配置売薬商業組合設立の趣

意書

昭和十七年

右発起人総代

奈良県高市郡高取町大字清水谷一〇四一番地

今般奈良県配置壳葉商業組合設立發起致候ニ付テハ左記

事項承認ノ上御同意相成度此段得貴意候也

記

岡村
一雄

一 地区 奈良県一円

二 組合員タル資格 地区内ニ居住スル配置壳薬所謂懸場帳主（懸場帳主トハ全国ヲ販売区域トシ需要家ニ配置シタル壳薬ノ所有權及需要家ニ対スル消費壳薬ノ代金請求ヲ有スルモノヲ謂フ）

三 出資一口金額及其ノ払込方法

出資一口ノ金額ハ金五拾円トス

出資ハ總テ金錢ヲ以テ払込ムモノトス

出資第一回ノ払込金額ハ一口ニ付金拾貳円五拾錢トシ

第二回以後ノ出資払込ハ配当スペキ剩余金中ヨリ払込

ニ充ツルモノ、外毎年五月末日迄ニ出資一口ニ付キ金

五円ヲ払込マシメ尚必要アルトキハ総代会ノ決議ニ因

リ其ノ額及払込ノ時期ヲ定ム

予定口数

四 事業計画概要

組合事業トシテ設立後直チニ着手スペキモノ

(一) 厚生大臣指揮監督ノ下ニ配給統制ヲ実施スルコト

(二) 取扱商品ノ共同仕入及營業用品ノ共同購入

(三) 組合員ノ營業ニ関スル指導研究及調査ヲ為スコト

(四) 組合員ノ取扱商品ノ保管、荷造、運搬ヲ為スタメ
共同設備ヲ設ケ組合員ヲシテ之ヲ利用セシムルコト

(五) 資金ノ貸付及貯金ノ受入レヲ為スコト

(六) 以上ニ付隨スル一切ノ事業其ノ他組合ノ目的ヲ達

スルニ必要ナル施設ヲ為スコト

右之各項承認ノ上奈良県配置壳薬營業組合ノ設立ニ同意
候也

昭和十七年八月 日

住所 奈良県市郡村町大字番地

氏名

(印)

出資口數引受書

一 出資口数 口

其ノ証拠金 円 錢 口分

(但シ一口ニ付金拾貳円五拾錢)

右証拠金ハ組合設立ノ上第一回払込金ニ充当ス

右之口数引受候也

昭和十七年 月 日

住所 奈良県市郡村町大字番地
氏名

(印)

ヲ原則トシテ郡別ニ決定スルコト

一 北海道

奈良県配置壳薬商業組合設立発起人御中

二 青森 岩手 秋田 宮城 山形 福島

三 茨城 栃木 群馬 埼玉

四 千葉 東京 神奈川 山梨

五 新潟 富山 石川 福井

六 長野 静岡 愛知 岐阜

七 三重 滋賀 京都 奈良

八 大阪 兵庫 岡山 和歌山

九 鳥取 島根 広島 山口

一〇 徳島 香川 愛媛 高知

一一 福岡 佐賀 長崎 大分

一二 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄

II 配置壳薬配給統制の會議資料

昭和十七年
配置壳薬配給統制ニ関スル件

(昭一七年九月一一日)

一 配置区域ノ設定

(一) 配置壳薬ノ販売ニ付テハ配置区域ヲ決定シ重複配

置ヲ避クルモノトスルコト尚今後配置スヘキ世帯ハ

原則トシテ從来配置シアル世帯ニ限ルコト

(二) 配置区域決定ノ其礎トナルヘキ配置先 (一道府県

ニ於テ加盟団体ノ売上額五千円以下ノモノハ認メザル事)

(三) 配置壳薬ノ各統制機関(配置壳薬商業組合及県内配置

ノ任意組合)ハ別紙配置区域決定方法ニ基キ左ノプロ

ック毎ニ協議ヲ行ヒ各府県ニ付其ノ担当スペキ区域

二 新配置区域設定ニ伴フ措置

(一) 配置区域決定ノ上ハ関係団体ハ相互ニ逆ニ配置先
ヲ交換又ハ移譲スルコト

(二) 各統制団体ハ前項ニ伴ヒ配置先ノ名簿ヲ関係団体

ニ連絡スルコト

(三) 配置区域決定ニ基キ配置統制ヲ為スヘキ時期

十二日協議会ニ於テ決定ス

十八年九月末日迄ニ区域決定ヲ行フ事
而シテ其ノ後向フニヶ年ニ於テ整理ヲ行フ予定トス

三 配置区域設定ニ関シ関係官庁ト連絡スベキ事項

(一) 配置売薬協議会ハ担当地域決定ノ為ブロック別ノ

協議会開催ニ際シテハ開催月日場所及參加商業組合
(県内配置任意組合ヲ含ム) ヲ厚生省及參加組合ヲ管轄

スル府県ニ對シ會議開催ノ十日前ニ通知スルコト

(二) 配置ヲ担当スヘキ郡ヲ決定シタル時ハ配置売薬協
議会ハ直ニ厚生省ニ對シ組合別担当県、郡名ヲ報告
スルコト

四 一世帯ニ配置スヘキモノノ内容

各商業組合(任意組合ヲ含ム)ハ、一袋中売薬ノ種類及

金額ヲ左ノ標準ニ依リ定ムルコト

(一) 種類 標準配置薬ニシテソレ以上ハ差支ナシ

解熱剤(小児用ヲ含ム)

鎮痛剤(頭痛、腹痛、歯痛止メ)

鎮咳祛痰剤(小児用ヲ含ム)

小児五疳薬

目薬

下剤

下痢止メ 健胃整腸剤

外傷薬

皮膚病薬

吸出シ

痔薬(軟膏及座剤)

清涼剤、氣付薬

婦人病薬(ふり出し)

膏薬(万金膏、あかぎれ膏ノ類ヲ含ム)

駆虫剤

あせも打粉

巴布剤

(二) 金額

一戸当たり二円以上

五 現ニ配置シアル売薬ニ對スル措置

割当地域外ノ配置薬ハ引上ゲテ担当区域ニ配置スルコト

〔別冊〕

配置区域決定方法

配置ヲ担当スヘキ郡ノ決定ハ左ノ方法ニ依ル

一 各郡別ニ関係団体ノ配置戸数ノ総計ニ対スル各団体

ノ戸数ノ千分比ヲ求メ之ヲ二分ス（甲トス）

二 各郡別ニ関係団体ノ配置セル（昭和十七年六月末現在）

売薬価額ノ総計ニ対スル各団体ノ配置シアル売薬価格

（同上）ノ千分比ヲ求メ之ヲ二分ス（乙トス）

三 各郡別ニ関係団体一ヶ年ノ売上価額（昭和十四、十五、

十六年ノ三ヶ年ノ平均）ニ対スル各団体一ヶ年売上価額
(同上)ノ千分比ヲ求ム（丙トス）

四 甲、乙及丙ヲ合算シ更ニ之ヲ二分ス

五 前各号ニ依リ夫々各団体ノ占ムル比率ヲ算出シ本比

率ニ依リ各団体一ヶ年売上総価格ニ乗シ各団体ノ一ヶ

年ノ売上価額ヲ定ム

六 各郡ニ於ケル各団体從来ノ売上価額総計ト前号ニ依

リ決定セル売上価額ヲ対照シ担当スヘキ郡ヲ決定ス

三 日本配置統制協議会発足の報道

昭和十七年

日本配置売薬統制協議会発会式は十日午前十一時半より

東京市麹町区有楽町の東日天文館七階六号室において開

催

厚生省の指定府県ならびに任意団体十六府県中十二府

県各代表者出席、厚生省より竹内技師臨席

劈頭桑原氏指揮の下に国民儀礼を終る、堀氏（東京）よ

り皇軍への感謝と日本配置売薬統制協議会発会式の趣旨

を述べて「国策に協力したい」と力強く述べて開会挨拶

とし、桑原氏（東京）より経過報告あり満場質問もなく

承認、ついで堀氏指名権を得て富山県を議長に指名、富

山県側から広瀬氏議長席に着き挨拶のち開議

△規約制定の件

を上程、議長より

「規約案は東京、富山、滋賀の各幹事団体において練

り厚生当局の承認を得たものであるが先刻の代表者会

議（午前十時より各府県代表一名宛別席にて協議）において
訂正を要望ありこれを原案とするがさらに当局の承認
を得ねばならぬわけである」

と説明し「副理事長の員数は理事当選の状況により融通性を持たせることも話題として決定している旨を付加し、いざれも承認逐条審議の結果、金尾氏より経費の点について質問、議長より協議会に諮る」旨答弁あり満場異議なく原案可決続いて

一、役員選挙

には今堀氏（愛知）の動議にて「幹事団体四名を銓衡委員として選任すること」と決定、東京、奈良、富山、滋賀各代表は別室において協議のこととし零時五分休憩約五分にして再開、銓衡委員長富山（春川氏）より

東京、富山、奈良、滋賀、岡山、佐賀の六府県を理事に推薦することと決定した

旨を報告、満場異議なく可決、零時十分休憩、かくて理事は別室において協議の結果互選にて

理事長富山、副理事長大和と決定した

旨を堀氏（東京）より報告、富山代表広瀬氏より就任挨拶あり

配置区域の協定は難中の難と考へられ、職域奉公の熱意なくしては容易に決定することが出来ぬであろう

とて協力援助を要望また大和（岡村氏）も副理事長就任の挨拶をなし、続いて竹内厚生技師は

売薬営業の整備は二月に要綱発表以来目的達成のための努力により着々その緒に着いているが特に配置売薬

は特に皆様の御協力によって一頭地を抜いている、し

かし配置売薬は県域協定のその他理想構成は重大目的でありかつ全くなかなかの難事であると思われる、そ

の意味からも本日の協議会が結成され、非常に有効な

働きをなすことと思われる、御承知のとおり戦時下の

わが国としては種々の業態とともにわが薬業も整備は当然やむを得ぬのであり、配置区域の整備などについても先程からの熱烈な御決意を拝聴してまことに心強さを感じる次第であるがなお一層御協力御援助を御願ひしたい

と祝辞を呈し富山県の本庶地方技師より「業界諸氏の熱意に対し賞讃の辞」ののち

富山は理事長に選任されたことについて深甚の謝意を表する次第であるが事はなかなか重大である、難事中の難事達成のためには各位の深甚の御協力を願いたい

とてわが国の家族制度を引例し、北中米、支那方面視察の結果比較検討をなし「家族制度の美点とともに配置壳

薬も他国にない美点である」と決断、横の統制としての

協議会を家族制度のように輝かしい将来を迎えるよう和

衷協同を要望して午後零時三十五分発会式を終了した、

常日の出席者は左記諸氏であった

△厚生省竹内技師△富山県本庶技師、荒木甚助、金尾義信、広瀬重造、春川直治△奈良県岡村一雄、増田弥内、

南才次郎、山田嘉久三、川西勝美、上田一郎△静岡県鈴

木累蔵、森清太郎、△三重県磯矢一、石倉龜三郎、松本馨、山田精平△香川県赤沢忠太郎、村文太郎、上杉憲司

△滋賀県渡辺守雄、朝比奈周造、吉田武雄△岡山県江口

武雄、神崎長治郎、柏野猛夫△広島県石津恭三、貞広孝

4 企業整備

夫△鳥取県大谷雄蔵、森村六兵衛△愛知県今堀辰三郎、伊藤麻五郎、天野源一△大阪府栗村栄一、手島剛毅△東

京府堀正由、日光豊太郎、栗原要△熊本県田代仁、北山鶴雄、民田四一、石原菊平

(昭和十七年九月十二日付『薬石日報』七七四九号)
注 薬石日報社 大阪市南区江戸堀下通三ノ二五
発行人兼編輯刷刷人 安東長義

三六 日本配置壳薬統制協議会の規約

昭和十七年

第一章 総 則

第一条 本会ハ日本配置壳薬統制協議会ト称ス

第二条 本会ハ全国ニ於ケル配置壳薬ノ配給統制ニ関スル団体ヲ以テ組織ス

第三条 本会ノ事務所ハ理事長ノ所在地ニ置ク

第四条 本会ハ厚生大臣ノ指揮監督ノモトニ配置壳薬ノ配給ノ適生円滑ヲ図ルタメ配給統制実施ニ關シ連絡統制ヲナスコトヲ以テ目的トス

第五条 本会ハ前項ノ目的ヲ達成スル為メ左ノ事業ヲ行

フ

第三章 会議

一 配置区域ノ協定

二 配給統制ニ関スル指導監督

三 其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第二章 役員

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一 理事長 一名

二 副理事長 一名

三 理事 若干名

理事ハ定時総会ニ於テ選挙ス

理事長及副理事長ハ理事会ニ於テ互選ス

役員ノ任期ハ各一ヶ年トス 但シ重任ヲ妨ケス

第七条 理事長ハ本会ヲ代表シテ其ノ事務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アルトキハ其ノ

事務ヲ代理ス

理事ハ理事長ノ旨ヲ受ケ会務ヲ行フ理事長副理事長共

ニ事故アルトキハ其ノ互選ニ依リ内一名理事長ノ職務

ヲ代理ス

第八条 本会ノ會議ハ総会及理事会トス 會議ハ理事長之ヲ招集ス

第九条 本会ハ毎年五月定時総会ヲ開催スルモノトス 特ニ必要アルトキハ臨時総会ヲ開催スルコトヲ得定時

総会ニ付議スヘキ事項左ノ如シ

一 会務会計ノ報告

一 役員ノ選挙

一本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

総会ノ招集ハ開催十日前ニ會議ノ目的タル事項日

時場所ヲ示シ書面ヲ以テ通知ス

第一〇条 會議ノ議決ハ出席者ノ過半数ヲ以テ決ス

第四章 経費

設ケ其ノ負担額ヲ定ム

第一条 本会ノ所要経費ハ定時総会ニ於テ査定委員ヲ

第五章 付則

第二条 本規約ヲ変更セントスルトキハ總会ニ於テ所 属団体半数以上出席シ其ノ議決権ノ四分ノ三以上ヲ以

テ議決ス

第一三條 本会役員ノ選任解任規約ノ変更解散並ニ重要

ナル業務ノ執行ニ関シテハ厚生省ノ承認ヲ受クルモノ
トス

第三号 日本配置壳藥統制協議会本県代表者選定ニ関ス

ル件

第四号 奈良県警部長ヨリノ御通牒ニ対シ厚生省薬務課

ニ答申スペキ壳藥營業整備進捗状況報告書提出ニ関ス

ル件

二七 壳藥營業整備委員會議案

昭和十七年

昭和十七年九月貳拾八日

壳藥營業整備委員会

会長 岡村 一雄

昭和十七年九月 日

壳藥營業整備委員会

会長 岡村 一雄

二八 県警部長にあてた答申書と意見書

昭和十七年

第一号 本会専務委員ニ山田嘉久三氏ヲ委嘱ス

第二号 本会参事及事務嘱託ニ関スル件

左記二氏ヲ本会参事ニ委嘱セントス

大和壳藥同業組合事務長

岡本憲作

大和壳藥工業組合主事

伊藤茂里

左記ノ者本会事務ヲ嘱託セントス

大和壳藥工業組合書記一同

一 発起人ノ決定ノ有無

二 定款ノ作成ノ有無（別紙ノ通り）

以下各号ニ対シテハ具対的ニ答申シ得ルノ域ニ達シ
居ラズ整備ノ大綱方針ハ別紙表御参考ニ供シ候、尚
別紙意見書ニ於テ概説致シ置候

製造予定額並ニ生産者卸売価格答申書

一企業体ノ一ヶ年ニ於ケル製造予定額

金 参千万円

生産者卸売価格

金 壱千五拾万円

尚別紙意見書ニ於テ概説致シ置候

「付」 意 見 書

本県壳藥營業整備進捗状況ヲ概説セんニ整備要綱御発表
以来県当局ノ指示ニ基キ十数回ニ亘ル整備委員会開催ノ
結果何レモ時局ノ要請ヲ確認シ要綱ノ原則ヲ遵守シテ既
ニ過般整備計画書ヲ提出答申致シ置候通り当該業者全面
的事ニ一応ノ決定ヲ見爾來之ガ実施実行ニ対スル各般ノ準
備研究ヲ進メツ、アル次第ニ御座候

然シナガラ今般御指示ニ相成候如キ具体的ナル段階ニハ
目下ノ處未ダシノ感ナキ能ハザル状況ニ有之候
仍チ本県ノ整備統合ノ対象營業者ハ概ネ個人企業ニシテ
而モ一千ニ垂々タル雇大ナル員數ニ上リ生産額ニ於テモ
実ニ三千二百万円ノ多額ヲ有スルニ於テハ之ガ統合ニ當
リ円滑適正ナル誘合協和ヲ図ルニハ自ラ慎重且ツ周密ヲ
期シ苟クモ拙速ハ許サレザル処ト思惟セラレ候
殊ニ共助施設ノ運営ニ対スル健全性・或ハ新企業体ノ維
持育成ノ見透シ等ニ於テソノ計画・構想ニ聊サカノ杜撰
ナカラシムル上ニ更ニ今一段ノ研究ヲ必要トスルハ勿論
ノコトニ有之候

一方客観的ニハ全国的ノ同業団体ノ整備進捗状況ヲ静
觀・見聞スルノ時或ハ巷間種々ノ流説アリテ勢第二段階
ニ推進スルニ遲疑逡巡ノ動向モ見ラ 避ケ難キ現象ニ有
之候要之本県ノ場合飽迄モ國家ノ要請ニ即応協力スルノ
熱意ノ下ニ諸般ノ準備体制ヲ銳意進メツ、速カニ之ガ具
体化ヲ企図致シ居ル次第ニ有之モ叙上ノ事実ノ為一氣呵
成の整備実施ハ却テ自他ヲ混迷ニ導ク虞アリトシテ万全

ヲ期シ待機的状況ニ有之候冀クバ彼此情状御高察賜り候
様奉懇願上候

日配聯協議会會議メモ

昭和十七年十月廿一日 於全薬本部(熊本県ヨリ十三名傍聴参加)

大和側出席 岡村 南 増田 川西 山田

広瀬会長挨拶ニ次デ富山ノ実情報告

富山 各団体ノ一戸一袋ト全体的ノ一戸一袋ト併行シテ実行

府県別ニ厚生省ノ方針ニ基イテ為ス

大和 本省案ニ基キテ期間ヲ相当与ヘラレ度シ

佐賀 県単位ノ一戸一袋ヲ二ヶ年及ビ三ヶ年間ニ之ヲ行ヒ其ノ

上実情ニ則シテ全国的ノ地域協定ニ依リテ一戸一袋ニ整理セ

ントス

滋賀 本省案ニ基キテ全国的ノ地区協定ヲ為シテ之ガ実施スベ

キコトニ改シ度シ

岡山 時局柄政府ノ方針ニ則シテ整備スベキダト業者ハ認識シ

居レリ依テ全国的ノ一戸一袋ニスベキダ

東京 実際実行シ得ベキ方針ニテ実施セラルベキデ先ツ各団体

ノ一戸一袋ヲ行ヒ然ル上ニ全国的ノ整備ガ可カ

結論別案通り決定 午後四時厚生省薬務課木村課長竹内技師

ニ会見計画書提出ス 全体的ノ一戸一袋完成ニ付テ期限ヲ付
スペシト意見出テ三ヶ年間ノ内ニ完成スベキ予定ナリト答フ

木村課長曰ク明十八年度中ニ地区ノ確立ヲシテ十九年度中
ニ一戸一袋ノ整理ヲ完了セラレ度シト 当方ヨリ当低ソノ期
間内ニ致シ難シト述べ其専課長席ヲ去リ辞去ス

五 奈良県配置壳薬商業組合出資

口数・員数表

昭和十七年

奈良県配置壳薬商業組合出資口数及員数表

(昭和十七年十月十三日現在)

奈良県配置壳薬商業組合定款第八十条ニ依ル

総代選挙区及選挙スベキ総代数

選挙区	市郡別	人員	出資口数	以上人員 及出資口 比率	総代 数	役員数
第一選挙区	南葛城郡	二五六	四三四	一四、九	一五	理事
第二選挙区	高市郡	一八三	五九三	一八、四	一八	理事
第三選挙区	北葛城郡	六七	二四五	七、〇	七	監事

高市郡		町村名	人 員	口 数	備 考	第四選舉區	
第五選舉區	第六選舉區					磯城郡 宇智野郡 奈良市外	高取町 天西郡 三國郡
一八五	一一四	阪合村	一二三	三〇五		三三八	三四七
六八九	二六五	畠傍町	二三七	三〇五		二三四	二三七
一一四	二四四	鴨公村	三六	八九六		二七一	二七一
一一八	二八一	真菅村	一九〇	一九〇		一五〇	一四五
一一八	二八八	新沢村	四八三	二二九	監事一理事一	一五六	一理事
一一五	二五六	天満村	三三三	二二九	監事一理事	一一一	一理事
一一五	二五六	八木町	三六五	二二九			
一一五	二五六	今井町	一三一	二二九			
一一五	二五六	越智岡村	五六八	二二九			
一一五	二五六	金橋村	三五六	二二九			
一一五	二五六	船倉村	高市村	二二九			

北葛城郡		合 計	御所町	拔上村	葛村	吐田鄉村	葛城村	大正村	忍海村	葛城村	葛城村	大正村	忍海村	葛城村	御所町	南葛城郡													
高田町	新庄町															高取町	御所町	拔上村	葛村	吐田鄉村	葛城村	葛城村	大正村	忍海村	葛城村	御所町	合計		
一一六	一一三	二〇三	一九〇	一五二八	二〇三	二〇三	二八八	一四八	二二〇	二八九	二八九	一〇五〇	一〇五〇	一〇五〇	一八九二	三七五	四一	三五八	一二五六										
一一六	一一六	三九〇	八八八	四八二四	五六三	五六三	六〇二	五六一	二九九	二九九	二九九	一〇五〇	一〇五〇	一〇五〇	一〇五〇	五九二	一〇三三	八三	一一一										

4 企業整備

香久山村	平野村	多武峰村	安倍村	多耳成村	合計	磯城郡	当麻村	上牧村	二上村	馬見村	陵西村	瀬南村	志都美村	下田村	五位堂村	著尾町
五八	五七	一二	三五	一二	七八		六七	一三	三四	三八	五三	一四	九五	一八	一二	八
一〇八	一四三	一六	一六六	二六八	二四一		二四〇五	三	五	一〇二	一八七	四二	二二	五〇	三三	三六
南阿太村	五條町	宇智郡	合計	纏向村	柳本町	織田村	上ノ郷村	初瀬町	三宅村	川西村	三輪町	大福村	都村	川東村	朝倉村	桜井町
九	二八		五四〇	二二	三六	一一	六	三	二〇	一七	二〇	一六	一八	三四		
二〇	一五五		一四二七	五四	三五	二六	一一	五	五八	五九	二九	五四	三七	五七	一二四	

北宇智村	大阿太村	宇智村
阪合部村	南宇智村	
牧野村	野原町	
吉野郡	合計	
大淀町	丹生村	
天川村	秋野村	
賀名生村	上市町	
龍門村		
中莊村		
吉野町		

一六三三六八三三九三五三六八三三一六三三六八四五七四三三八三八三

四八 三七 二六 一〇 一〇 一 一八 四 六 三三四 五六九三八二二二三一〇一五

下市町	国樺村	白銀村	宗檜村	中龍門村	黒滝村	川上村	十津川村	高見村	小川村	合計	山辺郡	二階堂村	朝和村	丹波市町	合計	宇陀郡	榛原町
-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	------	-----	-----	----	-----	------	-----	------	----	-----	-----

五 四 六 一 七 九 二〇 二八八 一 一 三 一 一 一 一 一 三 四九

一一一
四二二
六二二
二二二
一三一
三一三
一四〇
一一一

4 企業整備

添上郡	伊奈佐村	内牧村	三本松村	大字陀町	合計
	郡山町	安堵村	富雄村	富郷村	生駒郡
合計	一六一	一一一	一三三	六八	一三一
	六九二	一一一	一二二	五六六	二〇二
合計	二六一	一一一	二二二	一七	二四
	六九	二	一	一	七

櫻本市	辰市村	治道村	五ヶ谷村	合計
奈良市	一	一	一	一
	一	一	一	一
奈良市	一八	三一	一	一
	一八	三一	一	一
合計	一四	三一	一	一

三〇 売薬営業整備委員会の議案

昭和十七年

第二分科委員会 藤原駒治郎

一 報告ノ件

第一号 奈良県配置売薬営業組合創立総会ニ関スル件
第二号 売薬営業整備ニ関スル件

奈良県配置売薬商業組合創立総会準備ノ件

創立総会ハ設立同意者ノ三分ノ二以上出席シ議決スベキ
事項ハ三分ノ二以上ノ同意ヲ要スルモノトス（法第十三

条）

理事 十六名 監事 五名

協議案件

総会ニ決議スベキ事項

(イ) 定款ノ審議

定款案第七十八条顧問ヲ置ク項ヲ加フル事

(ロ) 組合ノ負担ニ帰スベキ創立費及其ノ償却方法

金貳万円ヲ計上シ五ヶ年間ニ償却セントス

(ハ) 初年度ノ收支予算及分賦金收入方法

一 組合員一ヶ年金貳円ノ平等割分賦金ヲ課セン

トス

二 事業収益金トシテ手数料収入ヲ仕入金壹万円

ニ対シ金五円以上貳拾円以内ヲ計上セントス

三 支出ハ前記収入ヲ対照シテ計上セントス

(二) 借入金ノ最高限度

借入金貳拾万円トス

(三) 理事及監事ノ選任

第二分科委員会會議メモ（昭和十七年十月十五日）
午後全委員会

県係官ノ出席無クシテ自由討議

松原 個人企業ヲ力説ス

米田 一企業体ニ反対シ 一企業体ニ於テ生産スルモノガ配置

ト本舗向トハ自ラ価格ニ於テ一致セザルモノアルト思フガソ
ノ難点ヲ如何 本舗ト配置トノ生産能力ノ発揮ニ付テ数企業

体説ヲ唱フ

山中 個人企業説

北山 七月五日ノ會議ニ於テ一県一社ニ決シタルモ當時ノ状況
ト現在ハ大ナル相異アリ依テ十数個ノ企業体ヲ希望シ印刷物

ヲ提供ス

吉田久 個人企業説

辻本 個人企業説 松原氏案ニ賛成シ一企業体ヲ五万円トシ以

下ハ此数字ニ達スル迄統合スベキコト

齊藤 大阪、東京ガ決定ヲ見タ上デ決シテハ如何

以上数氏個人企業ノ存置方ヲ力説シ意見交々決論ニ到着セズ